

「離職者等緊急生活資金」に係る保証料の全額補助について

県では、勤労者の福祉向上の為、四国労働金庫と提携した低金利の「勤労者福祉資金貸付事業」を行っています。現在、新型コロナウイルス感染症により、経済的な影響が広がっており、「離職者等緊急生活資金」について、利用する県民の負担を軽減するため、保証料の全額を県が補助することといたしましたので、お知らせします。

1 離職者等緊急生活資金とは

愛媛県内に居住する離職者及び休業者に対して、生活の安定と福祉の向上を図るため、生活に必要な資金を低利で融資する制度

2 適用期間

令和2年5月29日（金）から令和3年3月15日（月）まで

（期間内に融資実行されたものに限る）

3 特例措置について

新型コロナウイルス感染症の影響により、離職や休業を余儀なくされた勤労者を支援するため、上記の期間、融資に係る保証料の全額を県が補助する。

4 条件等

- 融資限度額
100万円
- 返済期間と方法
5年以内（6ヵ月以内の元金返済措置可能）
- 融資利率
年0.3%（利子1.33%のうち1.03%を県が補助）
- 保証方法
保証機関の保証（離職者については連帯保証人が1名必要）
※保証機関に支払う保証料（0.7～1.2%）について、愛媛県が全額補助します。



5 取扱金融機関

県内の四国労働金庫各支店

- ・愛媛支店（愛媛ローンセンター） ・松山支店 ・新居浜支店（新居浜ローンセンター）
- ・三島支店 ・西条支店 ・今治支店 ・八幡浜支店 ・宇和島支店

※融資及び保証については、金融機関及び保証機関による審査の結果、ご希望に添いかねる場合がありますので、あらかじめご了承ください。